

ニュージーランド特許制度の概要

はじめに

ニュージーランドは、2019年2月3日現在、New Zealand Patents Act 2013（2014年9月13日発効）を施行している^{[1][2][3][4]}。また、ニュージーランドの特許法は、2018年12月30日発効の環太平洋パートナーシップ（TPP）の規定によって、グレースピリオドを緩和する方向に一部改正された^[5]。以下、ニュージーランドの特許制度の概要を説明する。

1. パリ条約上の優先権を利用した特許出願

ニュージーランドは、パリ条約（Paris Convention）に加盟しているため、日本の特許出願日から12カ月以内に、パリ条約上の優先権を主張して、ニュージーランドに特許出願を行えば、日本の特許出願日にニュージーランドに特許出願したならば得られたであろう利益を得ることができる。実用新案制度は無い。

（1）特許出願時の言語

英語若しくはマオリ語で出願しなければならない（規則21）。

英語およびマオリ語を除く他の言語、例えば、日本語で出願することはできない。

（2）特許庁長官からの要請が無い限り、委任状および優先権証明書の提出は不要である。

2. PCT 出願

ニュージーランドは、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty: PCT）の加盟国である。PCT 出願をニュージーランドの国内審査に供するには、国内移行手続きを優先日から31カ月以内に行う必要がある（NZ 特許法51条、同52条、規則62）。

PCT 出願が英語若しくはマオリ語で記載されていない場合には、翻訳文の無い国内移行手続だけを優先日から31カ月以内に完了した後、国内移行手続の日から3カ月以内（長官の裁量によりさらに2カ月延長可）に、PCT 出願の英語若しくはマオリ語の翻訳文を提出すれば良い（規則65）。

3. グローバル特許審査ハイウェイ

ニュージーランドは、2017年7月6日から、グローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）に参加することになった。GPPHは、通常のPPH、PPH MOTTAINAI 及びPCT-PPHの3種類の枠組みを持っている。

（1）通常のPPHを利用する場合

日本国特許庁（第一庁とする）にて特許査定を得た際に、ニュージーランド知財庁に、許可クレームを少なくとも1つ含むクレーム群にてPPHを申請して、早期権利化を目指すことができる。

(2) PPH MOTTAINAI を利用する場合

第一庁以外の知財庁にて特許査定を得た際に、ニュージーランド知財庁に、許可クレームを少なくとも1つ含むクレーム群にて PPH を申請して、早期権利化を目指すことができる。

(3) PCT-PPH を利用する場合

PCT 出願の国際調査報告および見解書の結果が肯定的な場合に、ニュージーランド知財庁に、肯定的な見解を得たクレームを少なくとも1つ含むクレーム群にて PPH を申請して、早期権利化を目指すことができる。

4. 仮出願制度

ニュージーランドは、発明の名称と明細書の記載があれば、請求の範囲の記載がなくとも、先後願および新規性の判断の基準日を確定するための仮出願を認めている (NZ 特許法 36-38 条)。

仮出願は、実体審査には付されず、仮出願の日から 12 カ月以内 に本出願を行わない限り、取り下げとみなされる (NZ 特許法 37 条)。ただし、本出願の期限は、さらに 3 カ月の延長を申請することにより最長 15 カ月となり得る (規則 56)

本出願がなされた場合には、それを実体審査に供するためには、本出願の日から 5 年以内 に実体審査請求を行う必要がある (NZ 特許法 64 条、規則 71)。

5. 実体審査請求制度と分割出願

実体審査請求は、① 2014 年 9 月 13 日の時点で有効に係属している特許出願については特許出願 (仮出願は含まず) の日から 5 年以内に (NZ 特許法 64 条、規則 71)、あるいは② 特許庁長官からの要請を受領してから 2 カ月以内に、なされなければならない (NZ 特許法 64 条、規則 73)。

② のケースは、例えば、第三者から特許庁長官への実体審査の要請があった場合に適用される。

分割出願の場合には、最も早い親出願から 5 年以内 に実体審査請求を行う必要がある。

6. グレースピリオド (新規性喪失の例外の規定を受けられる期間)

(1) TPP の 発効日 (2018 年 12 月 30 日) またはそれ以降の日に、特許を受ける権利を有する者あるいはその者から同意を得た者等によって発明が 開示された日 から 1 年のグレースピリオドが認められる (NZ 特許法 9 条)。

2018 年 12 月 29 日若しくはそれ以前に発明が開示された場合には、従来法が適用される (NZ 特許法 9 条)。

(2) 日本では、2018 年 6 月 8 日に施行された新規性喪失の例外規定 (従来 6 カ月 → 12 月への延長) は、2018 年 6 月 8 日又はそれ以降の出願から適用される。このため、2017 年 12 月 8 日若しくはそれ以降に公開された発明は、改正法の適用を受けられる。

(3) しかし、ニュージーランドでは、2018年12月30日若しくはそれ以降に公開された発明に対して新しい規定が適用されるのであって、2018年12月30日若しくはそれ以降の出願に適用されるわけではない。この相違に十分留意すべきである。また、下記するように、所定の博覧会出品による公知の場合には、従来通り、6カ月のグレースピリオドしか認められないことにも留意すべきである。

(4) TPPの発効前までは、ニュージーランド知財庁は、①自己の行為に起因する公知に対してはグレースピリオドを認めず、②意に反する公知あるいは合理性のある試験による公知に対しては1年のグレースピリオドを認め、③特許庁長官の認める国際博覧会（ニュージーランド国内および外国のいずれも含まれる）への出品による公知に対しては6カ月のグレースピリオドを認めていた。TPP発効によって、①に関する1年のグレースピリオドが認められることになった。②および③については、従来通りである。したがって、特定の博覧会への出品に起因する公知については、6カ月のグレースピリオドしか認められないことに留意すべきである。

(5) 学会発表や論文執筆による公知は、博覧会への出品と区別されているので、1年のグレースピリオドが認められると推測される。

(6) 問題は、特許を受ける権利を有する者若しくはその者から同意を得た者による発明の公知後に、第三者が同じ発明を公知にした場合にまで、1年のグレースピリオドが認められるかどうかである。この点は、現時点では明確ではないので、裁判あるいは知財庁の判断を待つしかない^[6]。

(7) グレースピリオドを享受するためには陳述書を提出しなければならない。陳述書は、審査レポートの発行前、あるいは発明の開示によって新規性および／または進歩性が無いとの理由でクレーム発明が拒絶されたときの応答時に提出しなければならない。

(8) 一方、日本では、グレースピリオドを享受するためには、出願と同時の申出（通常は願書に記載）と、出願から30日以内の新規性喪失の例外の適用を受けるための証明書の提出と、が必要である。両国を比較すると、ニュージーランドは、日本より緩い。

陳述書は、改正法9条(1)(f)の規定内の開示であることの証拠と、2018年12月30日より前に公知に至っていないことの陳述を含まなければならない。

7. 保護対象外の発明

製造物、方法、バイオ関連、コンピュータ関連の各種発明の中には、特許法の保護対象のものもあるが、保護対象外の発明もある。以下に、保護対象外の発明を挙げて説明する。

(1) 公序良俗に反するもの（NZ特許法15条）。

ヒトをクローニングする方法、ヒトの生殖細胞の遺伝的同一性を改変する方法、工業用または商業用でヒト胚を使用する方法等は、特許を受けられない。

(2) ヒトの医療診断方法、検査方法及び手術方法など（NZ特許法16条）

ヒトそのもの、ヒトの世代に対するバイオ処理方法、ヒトの手術方法、ヒトの治療方法お

よびヒトの診断方法は、保護対象外である。また、植物種も保護対象外である（同条）。

ただし、ヒト以外の動物のみを対象とする場合、ヒトから分離したもの（血液や尿など）を検査する方法、および物に具現化されたもの（手術器具など）は、保護対象となる。

医薬用途発明は、スイスタイプクレームの形式であれば保護対象となる。例えば、組成物 X が公知であっても、当該組成物 X がある疾病 Y に効用を有することを突き止めた場合には、「疾病 Y の治療用の薬剤製造のための組成物 X の使用」というスイスタイプクレームの形式であれば特許化可能である^[7]。

（3）ビジネスメソッド

有益で、かつ有体物（コンピュータなど）を利用する少なくとも 1 つのステップを含むビジネスメソッドは、特許の保護対象になり得る。

ただし、抽象的なアイデアに留まる発明は保護対象外である。

（4）コンピュータプログラム（NZ 特許法 11 条）

コンピュータプログラム自体は特許の保護対象外である。

ただし、コンピュータプログラムを利用した制御方法あるいは装置は、保護対象である。

8. セルフコリジョン（自己衝突）

ニュージーランドにおける新規性は、本願の出願前に出願され、かつ本願の出願後に公開された出願（先出願・後公開の出願）に記載された発明に対しても新規であることを要求される。先出願・後公開の出願は、他人による出願であるか、本願と同一の出願人による出願であるかは問わない。このため、セルフコリジョン（自己の先願・後公開の出願の存在によって後願の出願が拒絶される、いわゆる「自己衝突」である。）が生じ得る。これは、欧州の特許制度と同様であり、日本の先出願・後公開の出願に基づく拒絶（日本国特許法第 29 条の 2 による拒絶）より厳しい。

9. 審査レポートに対する応答

特許出願が実体審査に供されると、審査官は、審査レポートを作成する。特許出願に係る発明が特許許可できない理由を有する場合、審査レポートには、その理由と、新規性および／または進歩性の欠如の根拠となる先行文献が明示される。この審査レポートの発行をもって、特許許可できる状態にするための 1 年という制限がスタートする。

特許性を否定する審査レポートが発行されると、出願人は、原則、6 か月以内に応答しなければならない。

また、審査レポートに続く 2 回目以降のレポート（拒絶理由通知に相当）に対しては、出願人は、原則、3 か月以内に応答しなければならない。

これらの応答期間内に応答がない場合には、特許出願は放棄されたものとみなされる。

最初の審査レポートから 1 年以内に特許許可に至らない場合には、特許出願は放棄されたものとみなされる（規則 80）。

最初の審査レポートを受領してから1年以内に特許許可を得られそうにもない場合には、出願人は、分割出願を行うことにより、出願を継続させるという選択肢をとることができる。

ただし、分割出願の実体審査請求が最も早い親出願の出願日から5年以内であることに留意すべきである。

10. 保護期間

出願日から20年である（NZ特許法20条）。2019年1月20日現在、保護期間に例外は無く、医薬関連特許であっても20年で存続期間は満了する。当初、TPPの発効により、特許権の存続期間の延長制度が採用される可能性があったが、ニュージーランドはこれを採用しなかった。この結果、医薬関連等の特定の分野の発明であっても、また、如何なる分野の特許出願の審査遅延が生じたとしても、出願日から20年を超えて、特許権の存続期間の延長を認めないことになった。

（参考）

[1] <https://www.iponz.govt.nz/about-ip/patents/>

[2] <http://legislation.govt.nz/act/public/2013/0068/latest/whole.html#DLM1419282>

[3]

<http://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2014/0275/latest/DLM6166201.html?src=qs>

[4]

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/pdf/Oceania_NZ_svs.pdf

[5] <https://www.iponz.govt.nz/news/amendment-to-the-patents-act-2013/>

[6] <http://ellisterry.com/new-zealands-new-grace-period/>

[7] <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/11239/>

（作成日： 2019年2月3日）

文責 弁理士 長谷川洋